

(自宅保存版)

県営住宅入居のしおり

神奈川県住宅営繕事務所

入居手続き日にはこの「しおり」及び「住まいのマニュアル」を持参してください。

ま え が き

県営住宅は、公営住宅法に基づいて、神奈川県が建設し、住宅に困窮する低額所得者に対し賃貸する住宅で、その建設費や維持管理費には国や県が多額の負担をしているため、都市再生機構（旧都市基盤整備公団）や住宅供給公社の住宅、あるいは一般の貸家と比較し、相当低額の家賃で入居できることになっています。

このため、県営住宅の入居資格や入居後の利用についても、公営住宅法や神奈川県県営住宅条例などによって、いろいろ制限が設けられています。住宅入居後は、これらの規定をよく守っていただくと同時に、この住宅が県民の税金によって建設され、管理される公共財産であることをよく承知されて、住宅や共同施設を大切に使用されるよう心掛けてください。

また団地の生活は、一人ひとりの生活の場であると同時に共同生活の場でもあります。明るい快適な生活ができるよう、お互いに譲りあい助けあって、皆さんの団地が楽しい生活の場となるよう努めてください。

目 次

入居までの手続き	1
入居するときの心得	5
家賃と敷金	13
自動車をお持ちの方へ	21
入居後の各種手続き	22
住宅の明渡しの手続き	23

入居までの手続き

1 鍵渡し

〈新築住宅の場合〉

引越し前に、入居手続きを行います。手続きを完了した方は会場で係員から鍵をお渡しします。玄関鍵は一部住宅を除き5本となります。

ただし、新築住宅については下見はできません。

〈あき家の場合〉

あき家住宅に入居する場合は、同封の鍵により必ず下見をしてください。

玄関鍵は全部で5本あり、残り4本は入居手続完了後にお渡しします。

玄関鍵は全て入居手続完了後にお渡ししますが、紛失等については各自の負担となりますので大切に保管してください。

なお、入居を辞退する場合は、入居者募集業務受託事業者に必ず連絡してください。また次の書類を返送してください。

- (1) 入居手続書類一式（※あき家住宅については同封の鍵1本含む。）
- (2) 辞退届（様式は問いませんが辞退理由を書いてください。）

2 住宅の点検

〈新築住宅の場合〉

鍵渡し以後、入居者の方に住宅を点検していただいて、具合のわるいところがないかたしかめてください。

特にガラス、畳、襖の損傷については必ず「県営住宅修理申込書」により申し出てください。

（ガラス、畳、襖の損傷について、新築住宅、あき家ともこの申出のなかったものは、以後修理いたしませんから注意してください。）

引越しの際、傷ついたものは一切自分で修理してください。

下見が終った時は、窓・物置扉・玄関扉の鍵を必ずかけてください。また、水道の元栓、電気のブレーカーは元に戻してください。

〈あき家の場合〉

入居手続き前に必ず同封の鍵により住宅の下見をして、ガラス、畳、襖の損傷がありましたら、入居指定日前に指定管理者サービスセンターへ申し出てください。ただし、壁、床のぬりかえ、入居時の室内清掃は県・指定管理者では行いません。各自で行ってください。

〈新築住宅の方のみご覧ください〉

住宅点検のしかた

※**鍵について** 新築の場合は、諸手続きの都合上、入居手続きが終了した方へのみ、入居手続日に鍵をお渡ししますのでご承知おきください。

点検は、入居手続きが終了し、鍵を受け取った後で行ってください。

- 1 共用の廊下に面した場所に鉄製のメーター格納庫の扉を開け、水道の元栓を開ける。
ただし、ガスの元栓には絶対に手を触れないでください。ガスの元栓はガス会社が入居日に合わせて開栓しますので、早めに実際に入居する日をガス会社の営業所に連絡してください。
- 2 玄関のドアを開け、電気ブレーカーのスイッチをすべて上にあげてください。
- 3 玄関、洗面所、浴室、トイレ、台所、天井灯、などのスイッチを点滅する。
- 4 水道の蛇口を開け、正常に水が出るか確認する。
- 5 窓、襖を開閉して正常か点検する。
- 6 その他、使用に耐えないキズ、汚れがないか確認する。
- 7 ベランダに避難ハッチがついている住戸がありますが、ここには緊急避難口なので緊急時以外は手を触れないでください。開けるとブザーが鳴り出します。また、入居後はこの上に物を置かないでください。

この非常口の関係でアパートの両サイドの部屋の北側のベランダには物干しがついていませんのでご承知おきください。

- 8 点検はすみやかに行い、修理箇所がある場合は、修理申込書を入居後10日以内に、担当する指定管理者のサービスセンターまで送付してください。

指定管理者とは、県から県営住宅等の管理運営等を委ねられている者です。

地域により指定管理者が異なりますのでご注意ください。

なお、地域別の指定管理者はウラ表紙をご覧ください。

入居後の ☎

- -

(新築住宅入居者で修理を必要とする方のみ提出してください。)

県 営 住 宅 修 理 申 込 書				
団 地 名	棟・室番号	氏 名	入居月日	
			月 日	
修 理 事 項 説 明 記 入 欄				
各項目共に室名（6畳、台所、トイレ等）を記入のこと。				
1 建具、建付				
2 建具、付属金物				
3 床				
4 壁				
5 天井				
6 階段				
7 給水（屋内、屋外）				
8 排水（屋内、屋外）				
9 衛生				
10 電気				
11 その他				
<p>注意 1 この申込書は、修理を要する箇所がある時に該当する番号の所へ記入し、入居してから10日以内に直送してください。</p> <p>2 たたみ、ふすま、ガラスの破損はカギ渡し当日に各自で各室検分の上、すぐに申し出てください。以降は受付をしません。（建替入居の方のみ）</p> <p>3 引越時に破損した所は各自で修理してください。</p> <p>4 台所、流し、浴室、バルコニー、その他排水目皿の取付いている所は必ず目皿を付けて流し、雑物は別に始末すること。</p> <p>5 雑物等を流して排水不良になった場合の修理費は、入居者負担になります。</p>				
指定管理者受理	県住宅営繕事務所	建設業者	処理経過	入居者認印
月 日				

注意 修理完了後は入居者の確認を得て神奈川県住宅営繕事務所に提出すること。

メ モ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

入居するときの心得

1 入居期間の厳守

引越ししていただく期間は、入居指定日（県営住宅入居案内カードに記載してあります。）後15日以内ですから、この期間内に必ず入居してください。もし、どうしてもその期間内に入居できない方は、入居者募集業務受託事業者に申し出てください。連絡のない方は入居をとり消すことがあります。

入居した日から15日以内に「県営住宅入居完了届」と「世帯全員の住民票」を提出してください。

2 引越しのときの注意

新築入居の場合、土曜、日曜、祝祭日の引越しは大変混雑しますので、平日の引越しをおすすめします。手続き日に引越し予定日をお聞きします。

また、新築住宅の場合、引越しのトラックで団地内の道路が狭くなりますので、乗用車の利用はご遠慮ください。

引越しのトラックは指定の道路以外には乗り入れないでください。細道や平板敷の上に車を乗り入れますと、地下に埋めてある水道管、ガス管、配水管が破損するおそれがあります。なお、これらの埋設物や、マンホールのふた、側溝等をこわしたときは、こわした人の負担で修理していただきます。

団地の各所に芝生が張ってありますので、家財道具を運搬するときは、この上にならないでください。

なお、車止めの鍵は自治会で管理していますので、事前に調整してください。また引越しの際に出た梱包用のひも、ダンボール、紙屑等は他人の迷惑にならないよう自分で処理してください。団地内には、粗大ゴミ置場はありませんので、不要になった家具等の粗大ゴミは、現在お住いのところで処理してください。

他の人の迷惑になりますので、荷物の運搬が終わりましたらすみやかにトラックを移動させてください。

また、引越時、車両の搬入等、団地が行っている保守作業等が重複し、引越作業に支障がないかを事前に自治会や指定管理者に確認しておいてください。

3 引越し後の注意

- (1) 引越し後は必ず住民票を移してください。なお、知人等からの問い合わせについては、一切応じられませんので各自、転居通知等を行ってください。現在住んでいる郵便局にも転居届を出せば、一年間は転送してくれます。
- (2) 入居手続き日に浴槽などを会場近くで販売する業者がいますが、これら物品について県の指定品、指定業者ではありません。また入居後、消火器、網戸などを県又は指定管理者のあっせんと称して訪問販売に来る業者がいますが、これらも県及び指定管理者とは何ら関係ありません。

4 迷惑行為の禁止

県営住宅の入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をし、指定管理者の指示や指導に従わない場合には、住宅の明渡し請求をすることもあります。

[迷惑行為の主な事例]

- 1 犬・猫などの動物を飼育することにより、近隣入居者に対し、安眠を妨害し、傷害し、又は生活衛生上迷惑を及ぼす行為
- 2 大声、床又は壁を叩く又は蹴ること等により、連続して又は断続的に騒音又は振動を起こして、近隣入居者に対し、安眠を妨害し、又は日常会話、テレビ、ラジオ等の視聴に支障を生じさせる行為
- 3 生ごみ等を放置するなどの生活衛生上迷惑を及ぼす行為
- 4 生活用品等私物を共用部分又は住宅敷地内に設置又は放置することにより、近隣入居者又はその他歩行者の通行又は安全確保を妨げる行為
- 5 高音、恫喝等の粗暴な言動等により、近隣入居者に対し、精神的苦痛又は恐怖感を与える行為
- 6 建物等を損壊し、又は火災、水漏れを引き起こし、近隣入居者に対し、損害を与え、又は損害発生の不安を与える行為
- 7 その他共同生活の維持を阻害する行為

メ モ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

5 電気、ガス、水道の使用申し込み

これらの使用申し込みは、ご本人が直接最寄りの各営業所等へ申し込んでください。

電気容量契約は東京電力㈱と皆さん方との間の単独容量契約になっております。

県営住宅は、100 ボルト 30 A（アンペア）まで変更が可能です。変更を希望される方は、直接東京電力エナジーパートナーに連絡してください。なお、一部の団地では 30 A 以上可能な団地がありますので担当の指定管理者サービスセンターに確認してください。

供給されるガスは、ガス会社により、それぞれガスの種類やカロリーがちがうことがありますので、ガス器具については入居される地区のガス会社にご相談ください。

実際の申し込みは次の表を参照してください。

水道・電気・ガス申込先一覧表

担 当 サービスセンター	地区名	申 込 先		電 話 番 号	団 地 名
(株)東急 川崎サ ービス セン ター	川 崎	水 道	上下水道お客様センター	044-200-3548	〈都市ガス〉 河原町、小向ハイツ、 小倉、サンハイツ古市 場、東古市場ハイム、 たちばなホームズ、リ バーサイド下野毛、ハ イム下野毛、ハイム蟹 ヶ谷、子母口プラザハイ ム、ハイム久末、野川 南台、有馬、エルホ ーム野川、東柿生、ハ イツ五力田、栗木台ハイ ム、ハイム京町、京町 グリーンハイム、上平間 ハイム、ハイム桃園 〈プロパン〉 久末(ア)、久末つづじハイツ
		電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	
		ガ ス	東京ガスお客様センター プロパン(サービスセンターへ問い合わせください)	0570-00-2211 044-511-9529	
横(株)東急 浜平沼 橋サ ービス セン ター	神 奈 川 西 保土ヶ谷	水 道	横浜市水道局お客様サービスセンター	045-847-6262	ハイツ浦島ヶ丘、アーバ ンヒルズ浦島、ハイツ白 幡東、サンハイツ羽沢、 羽沢グリーンハイツ、グ リーンヒル片倉、山王森 ハイツ、新藤棚、千丸台、 千丸台ハイツ、笹山、ハ イム向台、西原、桜台ハ イツ、ハイツ南原、花見 台、花見台ハイツ
		電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	
		ガ ス	東京ガスお客様センター	0570-00-2211	

担 当 サービス	地区名	申 込 先		電 話 番 号	団 地 名
(株)東急 希望ヶ丘サ ービスセン ター	旭 緑 瀬 谷	水 道	横浜市水道局お客様サービスセンター	045-847-6262	〈都市ガス〉 万騎が原ハイム、今宿、 エコハイム希望ヶ丘、上 白根ハイツ、新白根、市 ノ沢、グリーンヒル市沢、 鶴ヶ峰(一部)、長津田、 東本郷、ハイム三保、相 沢原、橋戸原、ヒルズ 本郷原、阿久和、細谷 戸ハイツ、ハイム宮の腰 〈プロパン〉 鶴ヶ峰(一部)、ヴィラ 川井本町
		電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	
		ガ ス	東京ガスお客様センター プロパン(サービスセンターへ問い合わせください)	0570-00-2211 045-360-0280	
(株)東急 弘明寺サ ービスセン ター	港 南 磯 子 戸 塚 栄 金 沢 鎌 倉	水 道	横浜市水道局お客様サービスセンター 神奈川県営水道お客さまコールセンター (サン植木のみ)	045-847-6262 0570-005959	〈都市ガス〉 日野、磯子中原、平 戸高層、柏陽台、み どり野ハイツ、かいが ら坂ハイツ、チェリー ヒルズ上倉田、川上 第1・2、汲沢、原宿、 サイドヒル矢部、大道 ハイム、平潟、六浦 内川ハイム、サンハイ ツ西柴、釜利谷南ハ イム、ハイム朝比奈 〈プロパン〉 サン植木
		電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	
		ガ ス	東京ガスお客様センター プロパン(サービスセンターへ問い合わせください)	0570-00-2211 045-730-5070	
(株)東急 コミュニ ティー 長後サ ービスセン ター	泉	水 道	横浜市水道局お客様サービスセンター	045-847-6262	いちょう上飯田
		電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	
		ガ ス	東京ガスお客様センター	0570-00-2211	
	大 和	水 道	神奈川県営水道お客さまコールセンター	0570-005959	〈都市ガス〉 ハイム桜ヶ丘、いちょう 下和田、桜ヶ丘パーク ハイツ、桜並木、サンハ イム下鶴間、柳橋第1 〈プロパン〉 鶴間タウンハイツ
		電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	
		ガ ス	東京ガスお客様センター プロパン(サービスセンターへ問い合わせください)	0570-00-2211 0466-41-0370	
藤 沢 北 部・ 東	水 道	神奈川県営水道お客さまコールセンター	0570-005959	〈都市ガス〉 グリーンヒル湘南、善行 唐池ハイツ、菖蒲沢、 亀井野、亀井野ハイツ、 富士見台ハイツ 〈プロパン〉 サンハイツ渋谷、高松 ハイツ、滝の上ハイツ	
	電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001		
	ガ ス	東京ガスお客様センター プロパン(サービスセンターへ問い合わせください)	0570-00-2211 0466-41-0370		

担 当 サービスセンター	地区名	申 込 先		電 話 番 号	団 地 名
(株)東急 コミュニ ティー 本 厚木サー ビスセン ター	厚 木	水 道	神奈川県営水道お客さまコールセンター	0570-005959	〈都市ガス〉 及川、ハイム厚木旭、サン ハイツ緑ヶ丘、緑ヶ丘、吾妻、文 郷山、ハイムニュー旭、妻田 東ハイツ、グリーンハイツ愛名 〈プロパン〉 グリーンハイツ金田
		電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	
		ガ ス	厚木ガス プロパン(サービスセンターへ問い合わせください)	046-228-3211 046-297-0112	
		水 道	神奈川県営水道お客さまコールセンター	0570-005959	
	伊 勢 原	電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	〈都市ガス〉 沼目、伊勢原テラス、アメ ニティ板戸、串橋ハイツ 〈プロパン〉 伊勢原峰岸、ハイムカ タマチ、ハイム上粕屋
		ガ ス	厚木ガス プロパン(サービスセンターへ問い合わせください)	046-228-3211 046-297-0112	
(株)東急 コミュニ ティー 平 塚県営サー ビスセン ター	秦 野	水 道	秦野市水道局	0463-83-2112	〈都市ガス〉 秦野、鶴巻、アメニ ティ名古屋 〈プロパン〉 大根
		電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	
		ガ ス	秦野ガス プロパン(サービスセンターへ問い合わせください)	0463-81-1616 046-297-0112	
		水 道	神奈川県営水道お客さまコールセンター	0570-005959	
	海老名	電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	〈都市ガス〉 望地、海老名さつき ハイツ、上台ノ原 〈プロパン〉 中新田ハイツ、ハ イム河原口
		ガ ス	東京ガスお客様センター プロパン(サービスセンターへ問い合わせください)	0570-00-2211 046-297-0112	
(株)東急 コミュニ ティー 平 塚県営サー ビスセン ター	綾 瀬	水 道	神奈川県営水道お客さまコールセンター	0570-005959	綾瀬寺尾、寺尾本町 ハイツ、寺尾西ハイム
		電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	
		ガ ス	東京ガスお客様センター	0570-00-2211	
		水 道	神奈川県営水道お客さまコールセンター	0570-005959	
	寒 川	電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	寒川もくせいハイツ、 新橋
		ガ ス	東京ガスお客様センター	0570-00-2211	
(株)東急 コミュニ ティー 平 塚県営サー ビスセン ター	藤 沢 西 部	水 道	神奈川県営水道お客さまコールセンター	0570-005959	スカイブルー湘南、藤沢 大庭、藤沢西部、石川 ハイツ、藤沢駒寄ハイツ
		電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	
		ガ ス	東京ガスお客様センター	0570-00-2211	
	茅 ヶ 崎	水 道	神奈川県営水道お客さまコールセンター	0570-005959	今宿グリーンハイム、 今宿サンハイム、萩園 サンハイム、
		電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	
		ガ ス	東京ガスお客様センター	0570-00-2211	
平 塚	水 道	神奈川県営水道お客さまコールセンター	0570-005959	〈都市ガス〉 横内、袖ヶ浜、平塚 なぎさハイツ、撫子グ リーンハイツ、平塚神 明プラザハイム 〈プロパン〉 平塚山下、アメニ ティ湘南平	
	電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001		
	ガ ス	東京ガスお客様センター プロパン(サービスセンターへ問い合わせください)	0570-00-2211 0463-20-5653		

担 当 サービスセンター	地区名	申 込 先		電 話 番 号	団 地 名
(株)東急 平塚県営サ ービスセン ター	二 宮	水 道	神奈川県営水道お客さまコールセンター	0570-005959	二宮、二宮中里
		電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	
		ガ ス	小田原ガス	0465-34-6101	
	小田原	水 道	小田原市上下水道局料金センター	0465-41-1211	〈都市ガス〉 国府津西、国府津、小 八幡、小田原、ペアハ イム鴨宮、南鴨宮ハイム 〈プロパン〉 サイドビル北ノ窪
		電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	
		ガ ス	小田原ガス プロパン(サービスセンターへ問い合わせください)	0465-34-6101 0463-20-5653	
山 北	水 道	山北町上下水道課	0465-75-3645	山下テラス	
	電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001		
	ガ ス	プロパン(サービスセンターへ問い合わせください)	0463-20-5653		
(株)東急コ ミュニティ ー 相模原 サ ービスセン ター	相模原	水 道	神奈川県営水道お客さまコールセンター	0570-005959	〈都市ガス〉 大島、相生南、横山台 タウンハイツ、上溝神明、 上溝、相生、相生ハイ ツ、富士見、上矢部、 並木、相武台サンハイム、 光ヶ丘ハイム、ハイム相 南、横山、横山あじさ いハイツ、グリーンヒル 下九沢、ハイム桜台、 南橋本ブラザハイム 〈プロパン〉 田名堀之内、久保沢 グリーンハイツ、三ヶ木 グリーンハイツ、相模原 テラス
		電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	
		ガ ス	東京ガスお客様センター プロパン(サービスセンターへ問い合わせ ください)	0570-00-2211 046-256-1560	
	座 間	水 道	水道料金お客様センター	046-266-5520	〈都市ガス〉 ハイムさがみの、ハイ ム立野、アメニティ座 間、エコハイム相武台 〈プロパン〉 ハイム座間中谷、ハイ ム座間西原、鳩川ハイ ツ、ハイムくつがた
		電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	
		ガ ス	東京ガスお客様センター プロパン(サービスセンターへ問い合わせ ください)	0570-00-2211 046-256-1560	
	愛 川	水 道	神奈川県営水道お客さまコールセンター	0570-005959	〈プロパン〉 中津くすのきハイツ
		電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	
		ガ ス	プロパン(サービスセンターへ問い合わせ ください)	046-256-1560	

担当 サービスセンター	地区名	申 込 先	電 話 番 号	団 地 名	
(株)東急コミュニティー 横須賀サービスセンター	横須賀	水 道	横須賀市上下水道局お客様料金サービスセンター (室の木ハイムのみ 横浜市水道局お客様サービスセンター)	046-823-3232 045-847-6262	〈都市ガス〉 大明寺、サンハイツ衣笠、鷹取、津久井浜、サンハイツ堀の内、追浜東、浦賀かもめ、サンハイム根岸、室の木ハイム、追浜ハイム 〈プロパン〉 衣笠、鶴ヶ丘、サン久里浜、久里浜ハイツ、メゾン騎塚、走水、長井みなとハイツ、みどりハイツ荻野
		電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	
		ガ ス	東京ガスお客様センター プロパン(サービスセンターへ問い合わせください)	0570-00-2211 046-833-7361	
	三 浦	水 道	三浦市上下水道料金徴収事務受託者	046-887-3111	〈都市ガス〉 上宮田 〈プロパン〉 初声シーサイドタウン
		電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	
		ガ ス	東京ガスお客様センター プロパン(サービスセンターへ問い合わせください)	0570-00-2211 046-833-7361	
	逗 子	水 道	神奈川県営水道お客さまコールセンター	0570-005959	〈都市ガス〉 久木ハイツ、山の根グリーンハイツ、沼間南台ハイツ、逗子桜山ハイツ 〈プロパン〉 沼間、ハイツ東逗子
		電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	
		ガ ス	東京ガスお客様センター プロパン(サービスセンターへ問い合わせください)	0570-00-2211 046-833-7361	
	葉 山	水 道	神奈川県営水道お客さまコールセンター	0570-005959	葉山グリーンハイツ
		電 気	東京電力エナジーパートナー	0120-995-001	
		ガ ス	東京ガスお客様センター	0570-00-2211	

家賃と敷金

1 家賃

家賃は月ぎめです。その月分を当月末日（月末が休日の場合は金融機関の翌営業日）までに納めていただきます。なお、住宅を明け渡す日が月の途中であるときは、日割りで計算します。家賃は口座振替を利用しますと忘れずに納付できて便利です。

領収書は、少なくとも納入後1年間は保存しておいてください。

(1) 口座振替による納入

口座振替による納入を希望される方は、県内の郵便局・銀行・信用金庫等の金融機関に預金口座を設け（すでに県内に口座をお持ちの方はその口座でかまいません。）、口座振替の申し込み手続きをしてください。手続きには、口座振替納付依頼書と印鑑が必要です。

金融機関に口座振替納付依頼書を提出すると、その翌月又は翌々月の家賃から口座振替が行われます。

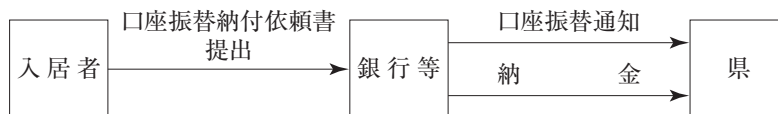
口座振替日は月末日、月末が休業日の場合は翌営業日になります。

納付の確認については、振替口座の通帳記帳により、確認をお願いします。

納付済の証明が必要な方は、証明書を発行しますので、下記までご連絡ください。

入居管理課 045 - 311 - 8105

※退去する場合は、郵便局・銀行・信用金庫等で口座振替停止の手続きをしてください。



(ご注意)

口座の残高不足等により当月分の家賃が引き落とされない場合は、再度口座から引き落とすことはしておりません。その分の家賃は翌月20日前後に督促状とともに納入通知書を送付しますので、納入通知書により神奈川県収納代理金融機関で納入してください。

家賃の減免制度

入居世帯の収入月額が8万円以下の場合、障害者・高齢者・母子父子世帯等の場合は、申請により家賃の減免を受けることができます。

減免申請の収入月額の計算には「非課税所得」を含みます。

一般減免

世帯の収入月額	減免率
0～20,000円	60%
20,001～30,000円	50%
30,001～40,000円	40%
40,001～60,000円	30%
60,001～80,000円	20%

特別減免

対象世帯			世帯の収入月額	減免率
重度障害者世帯	身体障害者	1・2級	158,000円以下	50%
	知的障害者	A級		
	精神障害者	1級	158,001～214,000円	30%
中度障害者世帯	身体障害者	3・4級	104,000円以下	30%
	知的障害者	B1級		
	精神障害者	2級		
母子・父子世帯	高校生以下を扶養している			
老人世帯 (単身世帯を除く)	入居名義人が60歳以上で、同居人が配偶者、高校生以下、老人等のいずれかである		104,001～123,000円	20%
公害病患者世帯	特級・1級の認定を受けている		123,001～158,000円	10%
災害により損害を受けた場合			6か月間	50%
家賃の額が住宅扶助の額を超える場合			差額のみ免除	
疾病入院により住宅扶助停止の場合			全額免除	

注意事項

- ・生活保護（住宅扶助）を家賃全額分受給されている方は、家賃減免を受けることはできません。
- ・家賃を3か月以上滞納している方は、原則として家賃減免を受けることはできません。

2 敷 金

敷金は、入居者が住宅を明け渡した後に、お返しいたします。ただし未納の家賃があるときは、その額を差し引いてお返しすることになります。なお、敷金の返還は、明渡日から約2か月後になります。

また、生活保護受給世帯及び収入が著しく低い世帯の場合は、入居手続き時に申請することにより減免を受けることができます。

3 収入の申告

県営住宅の入居者は、神奈川県県営住宅条例第19条第1項の規定に基づき、毎年度、世帯全員の収入を申告することになっています。

この申告に基づいて収入を認定し、翌年度の家賃を決めるためのものです。

なお、収入申告書を提出されない場合や入居者並びに同居者の方の中に収入申告のない方がいる場合には、「近傍同種の住宅の家賃」となりますのでご注意願います。

また、年の途中で退職・失職及び勤務先の変更があった場合は、家賃を再計算しますのでその都度申告してください。

4 家賃の算定方法

家賃は、入居者の個々の収入やお住まいの住宅の条件に応じて決定します。

○ 本来入居者

原則階層・裁量階層ともに、収入超過者・高額所得者に該当しない方をいいます。

○ 収入超過者

入居後3年以上経過し、認定月額が158,000円（裁量階層にあっては、214,000円。）を超える方をいいます。

○ 高額所得者

入居後5年以上経過し、最近2年間の認定月額が313,000円を超える方をいいます。

※認定月額とは、入居者及び同居者の、過去1年間における所得税法に準じて算出した所得額から、政令で定められた額を控除し12で除した額のことです。

認定月額の算定方法

(ア) 所得金額の算定

- | | | |
|------------------------|------------|------------|
| ① 給与総収入金額－給与所得控除額＝ | 給与所得控除後の金額 | |
| ② 公的年金等総収入金額－公的年金等控除額＝ | 公的年金等所得金額 | …年間所得金額(A) |
| ③ 事業総収入金額－事業必要経費＝ | 事業所得金額 | |

※所得金額の算定は所得税法と同様です。

(イ) 控除額の算定

対 象 項 目	控除額(1人につき)	
本人以外の同居者及び遠隔地扶養者	380,000円	
老人扶養・老人配偶者扶養	100,000円	
特定扶養親族(16歳～22歳まで)	250,000円	……………控除額(B)
障害者(特別障害者以外)	270,000円	
特別障害者(重度障害者)	400,000円	
寡婦(所得のある人)	270,000円まで	
ひとり親(所得のある人)	350,000円まで	

※・寡婦控除とひとり親控除は重複しての適用はありません。

- ・給与及び公的年金所得がある方はそれぞれの所得から最大100,000円(所得100,000円未満の方は所得金額)を追加控除できます。

(ウ) 収入月額の計算

$$\frac{\text{年間所得金額(A)} - \text{控除額(B)}}{12} = \text{認定月額}$$

(1) 本来入居者の家賃

① 月々の家賃

以下の②～⑥までをかけ算して出てくる金額が、家賃となります。

$$\text{①月々の家賃} = \text{②家賃算定基礎額} \times \text{③市町村立地係数} \times \text{④規模係数} \times \text{⑤経過年数係数} \times \text{⑥利便性係数}$$

② 家賃算定基礎額とは

入居者の収入に応じて設定される、家賃計算の基本となる金額のことです。この金額は、毎年度、政令によって定められます。

このことによって、所得の低い方ほど低家賃となります。

	あなたの世帯の収入月額	家賃算定基礎額
原則階層	104,000円以下	34,400円
	104,001～123,000円	39,700円
	123,001～139,000円	45,400円
	139,001～158,000円	51,200円
裁量階層	158,001～186,000円	58,500円
	186,001～214,000円	67,500円

③ 市町村立地係数とは

各市町村の地価の状況を勘案して、政令に基づき、国が0.7から1.6までの範囲内で、市町村ごとに定める数値のことをいいます。

④ 規模係数とは

政令に基づき、住戸の床面積（バルコニー部分を除く住戸専用面積）を65㎡で除した数値です。

すなわち、住戸専用面積が小さくなれば家賃も低下し、県営住宅の規模に応じた家賃になります。

⑤ 経過年数係数とは

政令に基づき、県営住宅建設後の経過年数に応じた数式で設定される数値です。築年数が経過するほど低家賃となります。

⑥ 利便性係数とは

政令に基づき、当該県営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、当該県営住宅の設備等を勘案して、0.5～1.3の範囲内で神奈川県が設定します。

(2) 収入超過者の家賃

原則階層・裁量階層に応じて算出される本来家賃（A）に、近傍同種の住宅の家賃（B）と（A）との差額に、収入に応じて設定される率（C）を乗じて得た額を加えた額となります。

$$\text{収入超過者の方の家賃} = \text{原則階層・裁量階層に応じて算出される本来家賃(A)} + \{[\text{近傍同種の住宅の家賃(B)}] - (A)\} \times \text{収入に応じて設定される率(C)}$$

当初の区分	あなたの世帯の収入月額	家賃算定基礎額	収入超過者となってからの期間	収入に応じて設定される率
原則階層の場合	158,001～186,000円	58,500円	1年目	1／5
			2年目	2／5
			3年目	3／5
			4年目	4／5
			5年目以降	5／5
	186,001～214,000円	67,500円	1年目	1／4
			2年目	2／4
			3年目	3／4
			4年目以降	4／4
	214,001～259,000円	79,000円	1年目	1／2
			2年目以降	2／2
	259,001円～	91,100円	1年目以降	1／1

(3) 高額所得者の家賃

近傍同種の住宅の家賃が適用されることとなります。

また、住宅の明渡しを請求することになり、期限を過ぎても明渡ししていただかない方には、近傍同種の住宅の家賃の2倍の額が課せられることとなります。

5 収入超過者等に対する措置

入居当時は低額所得者であっても、入居後収入が増加し、低額所得者とはいえなくなった場合は、自主的に住宅を明渡していただくことが求められます。

そこで、収入超過者及び高額所得者の区分に応じて以下のような措置がとられます。

(1) 収入超過者の場合

ア 収入超過者に認定された場合は、住宅の明け渡しに努めていただくことになります。

(2) 高額所得者の場合

ア 高額所得者に認定された場合は、収入超過者と同様に、住宅の明渡しに努めていただかなければなりません。特に、高額所得者の場合は、公営住宅法の規定により、明渡し請求の対象者となります。明渡し請求を受けますと、明渡しの期限（請求をする日の翌日から起算して6か月を経過した日以降の日）が定められますので、その期限までに明渡さなければなりません。

イ また、明渡しの期限が到来した後も明渡しを行わないときは、住宅の返還義務を履行しない者として、損害賠償請求の対象となりますので、近傍同種の住宅の家賃の2倍の金銭を徴収することになります。

ウ さらに、裁判所に対して家屋明渡し請求の訴えが提起されますと、裁判所におもむいていただくことになります。

(3) 住宅のあっせん

住み替えに際して他の公的資金による住宅への入居を希望したときは、あっせんを行います。

6 入居証明の発行

県営住宅に入居していることや、家賃等の証明が必要な方には、名義人に証明書を発行します。請求するときは、各地区の指定管理者にお問い合わせください。

郵送により請求する場合は、便せん等に以下の事項を記入し、返信用封筒に84円切手を貼り同封してください。ただし、手元に届くまで往復2週間位かかります。

ア 「証明書発行願」(任意の書式で差し支えありませんが、イ～エについて必ず記載してください。)

イ 住宅名、棟・部屋番号

ウ 名義人氏名、押印

エ 証明書が必要な理由

オ 証明が必要な事項

※ 家賃滞納がある場合や、承継未承認、承継不承認の方、退去した後の証明書の発行はできない場合があります。

7 明渡し請求

次の場合は条例違反となり、住宅を明け渡していただくこととなります。

- (1) 家賃を3か月以上滞納したとき。
- (2) 不正の行為によって入居したとき。
- (3) 住宅等を故意にき損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで、1か月以上当該住宅を使用しないとき。
- (5) 同居の承認や入居の承継承認などの規定に違反したとき。
- (6) 高額所得者と認定されたとき。(P 19 参照)
- (7) 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- (8) 次の禁止事項に抵触したとき。
 - 住宅を他人に貸したり、入居の権利を他人に譲ってはならない。
 - 知事の承認を得ないで、住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。
 - 知事の承認を得ないで、模様替えや増築をしてはならない。
 - 入居するときも、入居後も知事が承認した者以外の者を同居させてはならない。
 - 入居者は周辺の状況を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

自動車をお持ちの方へ

県営住宅では、駐車場の整備をすすめております。空きがあり条件を満たせば、使用が可能です。ただし、すべての世帯分は整備されておりませんので、団地駐車場に空きのない場合は、民間の駐車場を確保してください。

なお、違法・迷惑駐車は火災時に緊急車両の妨げになったり、事故の原因にもなりますので絶対にやめましょう。

1 県営住宅駐車場の申し込み使用資格等について

- ① 県営住宅の入居者又は同居者であること。
- ② 県営住宅の入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- ③ 高額所得者又はその同居者ではないこと。
- ④ 家賃の滞納がないこと。
- ⑤ 原則として、一世帯に一台のみ。

※自動車の規格

原則的に、幅 1.8 m 長さ 5.0 m 以内の規格で、自家用であることが必要です。

また、立体・機械式駐車場の場合は、高さや重量の制限があります。

2 使用料等について

(1) 使用料について

県営住宅の駐車場は有料で、毎月の納付です。納付方法は、原則として、口座振替による納付をお願いします。

(2) 保証金について

保証金額は、使用料の 2 か月分です。駐車場の使用が決定した方は、県へ所定の納付書で保証金を納付してください。

駐車場の使用をやめた方には、還付いたします。ただし、未納の使用料がある場合は、その分差し引かれます。

(3) 身障者の減免について

身体障害者で、基準該当者は、所得に応じて使用料の減免の措置を受けられます。(減免基準：下肢に係わる障害の等級が 1 級から 4 級までの方あるいは同程度の障害のある方)

(4) 使用の取消しについて

使用料を 3 か月以上滞納したときは、使用の決定を取消します。

3 「申し込み」窓口は、指定管理者です。

駐車場の空き情報、使用料、申込方法、納付方法、減免手続き、明け渡し手続き等に関しては、指定管理者が窓口になっております。詳しい内容については、指定管理者の各サービスセンター（ウラ表紙参照）にお問い合わせください。

入居後の各種手続き

入居後に家族構成に異動があったり、新たに親族を同居させたい場合などは、承認申請等の手続きをとる必要があります。

申請用紙等、詳しいことは担当の指定管理者サービスセンター（ウラ表紙参照）へご相談ください。

手続きの種類

種類	手続きが必要な事由	必要書類	特記事項
世帯異動届 収入認定更正 (変更) 申立書	○子供が生まれたとき ○名義人以外の同居家族が転出又は死亡したとき ○名義人及び同居者が氏名・勤務先等を変更したとき ○障害者として認定されたとき	・異動の内容が確認できる住民票の写しなど ・勤務先の証明書 ・障害者手帳の写し	
同居承認申請 収入認定更正 (変更) 申立書	○名義人が住宅困窮理由のある3親等内親族を同居させるとき ○婚姻、養子縁組により同居させるとき ○一旦退去した同居親族を再度同居させるとき	・戸籍謄本・抄本（名義人との続柄の確認） ・同居する者の所得証明書（義務教育以外の学生は在学証明書等） ・住宅に困窮している証明（借家契約書等）	認められない場合 ①他人との同居 ②同居により収入基準を超える場合 ③同居により就寝室面積が一人当たり2畳未満になる場合 ④家賃滞納（3か月以上）している場合
承継承認申請 収入認定更(変)更 申立書	○名義人が同居の親族を残して死亡したとき、または離婚などにより退去した場合で、同居している親族に入居の名義人を引き継ぐとき ※平成19年4月より入居名義を引き継げる対象が変わりました。 改正前 同居している親族 改正後 同居している配偶者及び高齢者、障害者等	・戸籍謄本・抄本（名義人との続柄・退去事由の確認） ・承継者（新名義人）及び同居者の所得証明書 ・入居請書 ・住居退去届（離婚等による退去の場合）	認められない場合 ①同居していない親族への承継 ②入居当初からの同居者を除き同居期間が1年未満の者への承継 ③高額所得収入相当世帯 ④家賃滞納（3か月以上）している場合
緊急連絡先登録届	○緊急連絡先を変更するとき ○緊急連絡先人が ①死亡したとき ②所在が不明になったとき ○緊急連絡先の住所・氏名（改姓など）、勤務先が変更になったとき		
模様替え承認申請書	○県営住宅の模様替えや増築を行うとき（エアコン、手摺、衛星放送受信設備、インターネット通信設備など）	・立面図、平面図 ・誓約書 ・近隣者の同意書	模様替えをする場合は、壁等に重大な影響を与えず原状回復が容易である場合のみ承認します
用途変更承認申請書	○個人タクシーの事務所又は身体障害者がはり・灸・あんまマッサージ・指圧業を住宅内に開設するとき	・使用部分の平面図・誓約書 ・資格証書 ・身体障害者手帳の写しなど	はり・灸・あんまマッサージ・指圧業は身体障害者が営業を行う場合に承認します
自動車保管場所使用承認申請書	○下記の場所を入居者が自動車保管場所として必要とするとき 1 下肢障害者向け住宅の玄関前に設置されている駐車スペース 2 県営住宅の敷地内に設置された身体障害者のための駐車スペース 3 木造住宅などの住宅で専用の庭がある場合で自動車保管場所として認められている場所	・保管場所の見取り図・配置図 ・車検証の写し及び運転免許証の写し ・誓約書 ・近隣者の同意書、自治会長の承諾書（2・3の場合）	
不使用届	○県営住宅を引き続き15日以上使用しないとき		入院などの理由で一時的に県営住宅を使用しない場合

住宅の明渡し手続き

県営住宅を明け渡そうとする方は、次のことを必ず守ってください。

- (1) 県営住宅は明渡日の15日前までに明渡届の提出が必要ですので、担当の指定管理者サービスセンターへ連絡し、住宅の明渡し手続き立会日を調整してください。
- (2) 立会日に「県営住宅明渡届・敷金還付請求書」に記入していただきます。
- (3) 指定管理者が住宅の検査を行い、入居者が負担すべき住宅の修繕箇所について、修繕を完了して退居する旨の誓約書を提出してください。

県営住宅を明け渡す場合、入居期間、汚れ、破損の程度にかかわらず下記の入居者負担修繕部分については、入居者において修繕を行った後、明渡ししていただきます。

○入居者負担修繕部分（明渡し時には、修繕が義務付けられています）

- ・畳の表替え
- ・襖の張替え
- ・破損ガラスの取替など（検査による指示事項）

風呂釜、換気扇等入居者が設置した物の撤去・原状回復や故意・過失により汚破損した物の清掃・修繕も入居者の負担となります。これらの修繕にあたっては、明渡しをされる入居者と施工業者との間で直接契約を結んでいただきます。したがって、修繕費用は直接施工業者にお支払いください。

※修繕完了後は、必ず指定管理者の完了検査を受けてください。

- (4) 家賃に未納がある場合には、明渡日までに支払ってください。
- (5) 家賃を口座振替により納入している場合は、口座振替の停止手続きをしてください。
- (6) 公共料金等の精算・引越し（停止等の手続き）の連絡をしてください。
 - ・水道局、東京電力、ガス会社、NTT等へ連絡し、料金の精算、停止の手続きを行ってください。
 - ・自治会へ引越しの連絡をしてください。また、共益費に未納がある場合は、必ず明渡日までに支払いを済ませてください。
- (7) 引越しに伴う多量のゴミ・粗大ゴミは必ずご自身で処理の手続きをして、住宅内、団地内共用部分に家財等の残留品を残さないようにしてください。なお、残留品が残っている場合において、県が残留物を廃棄処分したとしても、県はその損害について賠償責任を負いません。また、廃棄処分に要した費用については、後日請求いたします。
- (8) 指定管理者による修繕の完了検査（検査の結果、再修繕が必要と判断された場合には、再修繕を実施していただきます）を受け、鍵を返却してください。
- (9) 駐車場を使用していた方は、明渡日の15日前までに指定管理者サービスセンターで駐車場の明渡し手続きをしてください。

緊急連絡先記入欄

このページは誰が緊急連絡先になっているか覚えておくための控欄です。忘れずに記入しておいてください。

入居時の緊急連絡先						
氏名				住所		
電話 (自宅)	()	電話 (携帯)	()	本人との関係		
勤務先				所在地		
電話 勤務先	() 内線					

※変更した緊急連絡先	緊急連絡先変更年月日				. .		
	氏名				住所		
	電話 (自宅)	()	電話 (携帯)	()	本人との関係		
	勤務先				所在地		
	電話 勤務先	() 内線					
	緊急連絡先変更年月日				. .		
	氏名				住所		
	電話 (自宅)	()	電話 (携帯)	()	本人との関係		
	勤務先				所在地		
	電話 勤務先	() 内線					

注1 緊急連絡先の氏名、住所、勤務先が変更になった場合も届出が必要です。

お問い合わせは指定管理者へ

お住いの団地がある市町	お問い合わせ先
川崎市	(株)東急コミュニティー 川崎サービスセンター 〒212-0007 川崎市幸区河原町1 ☎044-511-9529
横浜市【西区、神奈川区、保土ヶ谷区、港北区】	(株)東急コミュニティー 横浜平沼橋サービスセンター 〒220-0072 横浜市西区浅間町1-6-10 小金井第2ビル 2階 ☎045-324-6556
横浜市【旭区、緑区、瀬谷区】	(株)東急コミュニティー 希望ヶ丘サービスセンター 〒241-0824 横浜市旭区南希望が丘57-14 ベルウッド 2階1号室 ☎045-360-0280
横浜市【磯子区、金沢区(室の木ハイムを除く)、戸塚区、港南区、栄区】、鎌倉市	(株)東急コミュニティー 弘明寺サービスセンター 〒232-0063 横浜市南区中里1-12-23 東横ビル 3階 ☎045-730-5070
横浜市泉区、大和市、藤沢市北部・東部（サンハイツ渋谷、滝の上ハイツ、高松ハイツ、富士見台ハイツ、菖蒲沢、亀井野、善行唐池ハイツ、グリーンヒル湘南）	(株)東急コミュニティー 長後サービスセンター 〒252-0807 藤沢市下土棚467-13 スーヴェルレジデンス 1階101号室 ☎0466-41-0370
厚木市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、秦野市、寒川町	(株)東急コミュニティー 本厚木サービスセンター 〒243-0018 厚木市中町1-8-7 CSEパレス厚木 3階301号室 ☎046-297-0112
藤沢市西部（藤沢西部、藤沢大庭、藤沢駒寄ハイツ、石川ハイツ、スカイブルー湘南）、茅ヶ崎市、平塚市、二宮町、小田原市、山北町	(株)東急コミュニティー 平塚県営サービスセンター 〒254-0043 平塚市紅谷町12-26 松ロイヤルビル 7階 ☎0463-20-5653
相模原市、座間市、愛川町	(株)東急コミュニティー 相模原サービスセンター 〒252-0011 座間市相武台1-35-7 第26菊地ビル502号室 ☎046-256-1560
横須賀市、横浜市金沢区(室の木ハイムのみ)、逗子市、三浦市、葉山町	(株)東急コミュニティー 横須賀サービスセンター 〒239-0807 横須賀市根岸町3-11-8 グランドメゾン北久里浜 1階 ☎046-833-7361
横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、厚木市、大和市、鎌倉市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦市、葉山町、寒川町、二宮町、山北町、愛川町	(株)東急コミュニティー 神奈川県営住宅本部 〒220-0072 横浜市西区浅間町1-6-10 小金井第2ビル 2階 ☎045-324-6577

◎このしおりは、県営住宅を出る時まで、大切に保管しておいてください。